

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1131001		処分名	使用の許可又は特別設備等の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課		
根拠規定	鈴鹿市コミュニティセンター条例				第2条の6第1項		
基準規定	①	鈴鹿市コミュニティセンター条例			第3条		
	②	鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則			第2条第2項、第3条第2項		
	③	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>○鈴鹿市コミュニティセンター条例 (使用の制限) 第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、使用が不相当と認められるとき。 ※上記の第3条(4)における具体例として、災害等による緊急時により不相当と認められたときとする。</p> <p>○鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則 (使用許可の申請) 第2条 略 2 前項に規定する申請の受付期間は、使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日の前日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、期間外においても受け付けることができる。 (1) 市が行う事業、主催する行事等に使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 ※上記の第2条(2)における具体例として、災害等による緊急時により市長が必要と認めるときとする。 (使用許可等) 第3条 略 2 前項の規定による使用許可は、使用許可の申請の順序により行うものとし、同時に申請があったときは、抽選により決定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 別紙『鈴鹿市暴力団排除条例第9条』による</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考	指定管理者が基準の設定主体 使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日の前日までに申請。ただし例外規定あり(規則2条2項)						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1131002	処分名	使用許可の変更許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 地域振興部	課 地域協働課				
根拠規定	鈴鹿市コミュニティセンター条例			第2条の6第1項		
基準規定	①	鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則		第4条第1項		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例		第9条		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則 (使用の変更又は取消し) 第4条 使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が、その使用を変更し、又は取り消そうとするときは、速やかに、鈴鹿市コミュニティセンター使用変更(取消し)申請書(第4号様式)に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	7日以内				
聴聞等						
備考	指定管理者が基準の設定主体 使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日の前日までに申請。ただし例外規定あり(規則2条2項)					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1131003		処分名	使用の許可又は許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課		
根拠規定	鈴鹿市立公民館条例				第6条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市立公民館条例			第7条		
	②	鈴鹿市立公民館条例施行規則			第5条		
	③	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「鈴鹿市立公民館、鈴鹿市ふれあいセンターの使用許可に関する規準」による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考	一申請者に対して一許可を原則とする。						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1131004	処分名	使用料の減免			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 地域振興部	課	地域協働課			
根拠規定	鈴鹿市立公民館条例				第8条	
基準規定	①	鈴鹿市立公民館条例			第8条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○減免の対象となる団体は、次のとおりとする。</p> <p>①国・地方公共団体 市などが公用で使用するとき</p> <p>②市内に所在する団体で、かつ規約や役員体制を有するなど組織体制が確立し、継続して活動を行っている団体 ※一時的に結成され、活動する団体については原則減免対象外とする ※市外、県外の団体の使用については減免対象外とする ※農協、漁協などの産業経済団体については、財政基盤が強いと考えられるため、減免対象外とする</p> <p>(1)教育関係団体 ・学校教育に関係する団体 ※公立・私立を問わない。</p> <p>(2)社会教育関係団体 ・地域で行われる学習、文化、体育などの活動を行う団体 ※各スポーツの協会団体については、市域で各スポーツを推進することを目的として活動する協会等の団体とする。 ※市芸術文化協会団体会員については、ふれあいホールのみ減免対象とする。</p> <p>(3)社会福祉関係団体 ・地域福祉の推進を目的として地域を限定せず活動する団体 ※保育所(園)については、公立・私立を問わない。認可外保育園も含む。 ※市などから委託を受けた事業所の使用については減免対象外とする。</p> <p>(4)地域関係団体 ・地域振興や地域福祉などを目的として地域で活動する団体 ※地域の伝統文化行事、祭りなど地域に根ざした社会行事として定着したものは減免対象。</p> <p>(5)その他 ・公民館を運営する会議体で認定された年間を通して活動を行うサークルなど</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1131005		処分名	使用の許可又は許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課		
根拠規定	鈴鹿市ふれあいセンター条例				第5条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市ふれあいセンター条例			第6条		
	②	鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則			第6条, 第8条第2項		
	③	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「鈴鹿市立公民館, 鈴鹿市ふれあいセンターの使用許可に関する規準」及び「ふれあいセンター ホール利用の案内」による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考	ふれあいホールの使用許可は, 使用日の属する月の6か月前の月の初日から使用日の5日前までに申請(規則6条2項)						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1131006		処分名	使用料の減免		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会		
担当部署	部	地域振興部		課	地域協働課	
根拠規定	鈴鹿市ふれあいセンター条例				第8条第2項	
基準規定	①	鈴鹿市ふれあいセンター条例			第8条第2項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
<p>○減免の対象となる団体は、次のとおりとする。</p> <p>①国・地方公共団体 市などが公用で使用するとき</p> <p>②市内に所在する団体で、かつ規約や役員体制を有するなど組織体制が確立し、継続して活動を行っている団体 ※一時的に結成され、活動する団体については原則減免対象外とする ※市外、県外の団体の使用については減免対象外とする ※農協、漁協などの産業経済団体については、財政基盤が強いと考えられるため、減免対象外とする</p> <p>(1)教育関係団体 ・学校教育に関係する団体 ※公立・私立を問わない。</p> <p>(2)社会教育関係団体 ・地域で行われる学習、文化、体育などの活動を行う団体 ※各スポーツの協会団体については、市域で各スポーツを推進することを目的として活動する協会等の団体とする。 ※市芸術文化協会団体会員については、ふれあいホールのみ減免対象とする。</p> <p>(3)社会福祉関係団体 ・地域福祉の推進を目的として地域を限定せず活動する団体 ※保育所(園)については、公立・私立を問わない。認可外保育園も含む。 ※市などから委託を受けた事業所の使用については減免対象外とする。</p> <p>(4)地域関係団体 ・地域振興や地域福祉などを目的として地域で活動する団体 ※地域の伝統文化行事、祭りなど地域に根ざした社会行事として定着したものは減免対象。</p> <p>(5)その他 ・公民館を運営する会議体で認定された年間を通して活動を行うサークルなど</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	即日				
聴聞等						
備考	社会教育関係団体(市内に事務所を有する団体に限る。)又は公共的団体が主催する事業で、ふれあいセンターの事業目的に資するとして教育委員会が認めたものは5割減額する。					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1131007	処分名	使用料の還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 地域振興部	課	地域協働課			
根拠規定	鈴鹿市ふれあいセンター条例				第9条	
基準規定	①	鈴鹿市ふれあいセンター条例			第9条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>既納使用料の還付はしない。 ただし次の場合は、使用日の変更ができない場合は全額還付することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の都合で使用できなくなったとき。 ・風水害等、自然災害で使用できなくなったとき。 					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	期間	7日間(還付の承認)				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1132001		処分名	隣保館使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	地域振興部		課	人権政策課		
根拠規定	鈴鹿市隣保館条例				第4条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市隣保館条例			第5条		
	②	鈴鹿市隣保館条例施行規則			第6条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月16日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>鈴鹿市隣保館条例 (使用の制限) 第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) その他管理上市長が不相当と認めたとき。 (例) 営利目的での使用、公序良俗に反する使用、特定の宗教を布教する活動、不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき</p> <p>鈴鹿市隣保館条例施行規則 (使用者の義務) 第6条 使用者は、条例で定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。 (1) 使用許可を受けた目的を変更し、又は付された条件に違反しないこと。 (2) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (3) 許可なく館内に掲示、はり紙、釘打ち等をしないこと。 (4) 館内を不潔にしないこと。 (5) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (6) その他隣保館職員の指示に従い、管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月16日	最終更新日	令和3年3月16日	
	期間	1日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1132002		処分名	児童館利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	地域振興部		課	人権政策課		
根拠規定	鈴鹿市児童館条例				第4条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市児童館条例			第5条		
	②	鈴鹿市児童館条例施行規則			第4条及び第5条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月16日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>鈴鹿市児童館条例 (利用の制限) 第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用を許可しない。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。 (3) その他管理上市長が不相当と認めたとき。 (例) 営利目的での使用、公序良俗に反する使用、特定の宗教を布教する活動、不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき</p> <p>鈴鹿市児童館条例施行規則 (利用者の範囲) 第4条 児童館を利用できる者は、次の各号に定めるものとする。 (1) 市内に住所を有する児童 (2) その他市長が特に認めた者 (例) (1)の児童の保護者及び指導者、(1)の児童の同伴児童並びにその保護者及び指導者 (利用者の義務) 第5条 児童館を利用する者は、職員の指示に従わなければならない。</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月16日	最終更新日	令和3年3月16日	
	期間	1日					
聴聞等							
備考							